

Kitakyushu
SDGs Start up
Ecosystem
Consortium

令和3年8月11日
北九州市産業経済局
スタートアップ推進課

令和3年度 スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（実証支援事業） 補助金の公募について（公募要領）

本市は、令和2年7月、国の「スタートアップ・エコシステム推進拠点都市」に選定され、環境・ロボット・DX分野を中心に新たな産業を創出し、ビジネスによるSDGs未来都市の実現を目指しているところです。

この度、前述の拠点都市の選定を契機にスタートアップの支援を更に強化するため、今年度より新たに「スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（実証支援事業）」を立ち上げ、北九州市内で実証実験を行うスタートアップ企業等に対して、最大で250万円を補助する事業を始めます。

この公募では、本事業を通じて、北九州市内の地域課題の解決への寄与や、市内の雇用創出を積極的に図っていきこうとする熱意のある企業を募集します。

本事業への応募を検討される場合は、本公募要領及び「スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（実証支援事業）補助金交付要綱」に従いご応募ください。

1 事業の概要

(1) 名称

『スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（実証支援事業）』

(2) 目的

拠点都市の実施主体である「北九州市SDGsスタートアップエコシステムコンソーシアム」（以下「本市コンソーシアム」という。）では、①本市から大きく成長するスタートアップの輩出と②市内スタートアップ件数の増加を目標としています。

この補助事業では、北九州市内での実証を希望するスタートアップに対して資金支援を行うことで、スタートアップの更なる成長を加速させることを目的としています。

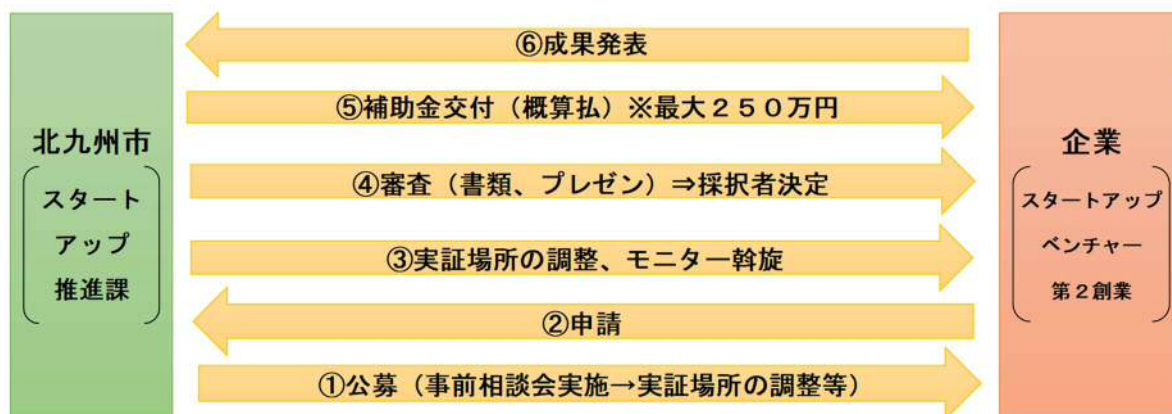
また、この事業を通じて、市外のスタートアップに北九州市を知ってもらい、本市を拠点として事業を行っていただくことで、本市の更なる産業の活性化を図ることを目的としています。

(3) 概要

北九州市内で実証実験を行うスタートアップ企業等に対して、その実証実験を実施するために必要とする費用の一部を補助します。

(補助上限額) ①環境・ロボット・DX：250万円、②その他：100万円

【スキーム】



2 応募要件

以下の要件を満たす必要があります。なお、④の「新たに補助事業を開始しようとする者」につきましては、補助金の交付決定後30日以内に本社若しくは事業所を設置したことが確認できる書類の写しを提出してもらいます。

要件	
①	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業(※)に該当しないこと。
②	法人格を有すること。
③	市区町村税を滞納していないこと。
④	北九州市内に本社若しくは事業所(支店、営業所等)を有すること。又は、北九州市内に本社若しくは事業所を置き、新たに補助事業を開始しようとする者であること。
⑤	前年度において、本補助金の交付を受けていないこと。
⑥	前年度以前において、本補助金の交付を受けたときに実施した補助事業と同一の事業ではないこと。
⑦	暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※ みなし大企業とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ① 同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が、1,000人超の法人)から2分の1以上の出資をうける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

3 事業の内容

(1) 補助対象事業

北九州市内で行う新たな産業の創出に向けた製品・サービスの実証実験であり、本市コンソーシアムが目指すビジネスによるSDGs未来都市の実現に資する以下のいずれかに該当する取組であること。

募集テーマ	
①	北九州市内の社会課題の解決や市民生活の質の向上に資する取組
②	北九州市における産業振興やイノベーション創出に資する取組
③	北九州市が示す課題（以下）のいずれかに合致する取組

【北九州市が示す課題】

課題		取組（例）
I	しごとの創出 	若者の市内企業への就職促進 市内大学との連携によるインターンシップの推進
		中高年齢者の就業支援 シニア層が働きやすい多様な求人の開拓
		ロボット・自動車などリーディング産業の振興 人口減少や高齢化による労働力不足の課題解決のためのロボット等の導入の推進
		脱炭素社会の実現に向けたグリーン成長の推進 リサイクル分野における技術イノベーションの推進による脱炭素化の実現
II	新しいひとの流れ 	観光客増に向けた取組 ひとの流入・にぎわいの創出
III	女性活躍、若い世代の結婚・出産・子育て 	女性活躍施策の充実 女性が働きたい、働くことができると思える環境づくりの推進
		結婚・妊娠・出産・子育て・教育までの一貫した支援 保育や地域の子育て支援の質の向上と量の確保や子どもの学力・体力・心を育む教育環境の整備
IV	住みよいまちづくり 	シビックプライドの醸成 地元の誇りとする文化継承の取組の推進による市民の本市への「誇り」や「愛着」の醸成
		安全・安心なまちづくりと住民による地域防災の充実 地域の見守り活動を推進するなどの防犯環境の整備
		感染症などに備え、安心して暮らせる地域共生社会の促進 ICT等のデジタル技術を活用した感染予防や人材不足の解消による安心なまちとしての魅力の向上
		都市のコンパクト化推進や公共交通網の再構築 既存の交通機関を有効活用した望ましい交通体系の構築
		都市のリノベーションの推進 遊休資産の有効利用や既存ストックの機能向上・有効活用の促進

(2) 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内を前提条件とし、以下の2つの額のうち小さい方の額を交付額の上限とします

金額		内容	
①	補助対象経費の3分の2以内の額	千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額	
②	補助上限額 (250万円又は100万円)	環境、ロボット、DXの分野	250万円
		上記以外の分野	100万円

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業を実施するうえで必要となる最も安価かつ効果的な以下に関するもの（いずれも消費税相当分を除く。）を対象とします。対象となるかどうか判断に迷う場合は、事前にご相談ください。

経費項目	内容
消耗品費	補助事業の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
労務費	補助事業を実施するために雇用したアルバイト、パート等の経費。
旅費	補助事業を実施するために必要とする人員の旅費、滞在費。 <u>ただし、対象経費として計上できる旅費の額は、補助対象経費全体の合計額の20%以内の額とする。</u>
外注費	補助事業実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。
その他経費	上記経費の他、補助事業実施に直接必要な経費（知的財産権関連経費、借用費、賃借料、運送費、謝金等）。

※ 対象外経費について

- ・ 上記の経費であっても、支払を証明することができないものは対象外とします。
- ・ 補助事業と関係のないものや、補助事業と関係のあるものであっても日用品や汎用性の高いものは対象外とします。
- ・ 労務費は基本対象外としますが、アルバイト、パートに係る経費のうち、補助事業を実施するために雇用したものについては対象とします。
- ・ その他、支払家賃、交際費、食料費等も対象外とします。

※ 交付申請時に提出が必要となる資料について

- ・ 申請にあたっては、1品（1式）当たりの単価が20万円以上（消費税込み）の経費を計上する場合は、見積書等積算根拠がわかる資料を添付してください。
- ・ 労務費（アルバイト、パート）の額は、雇用契約書等に基づく時間単価に、補助事業に取り組んだ時間（基準労働時間の範囲内）を乗じて得た額としますので、時間単価の算出根拠となる雇用契約書等のほか、就業規則、労働協約、給与規則等の

就業に関する書類を添付してください。

- ・ 旅費の額は、申請者の旅費規程等により計算した額としますので、算出根拠となる旅費規程等のほか、運賃単価の分かる資料を添付してください。なお、数量については、出張者、用務先、日時、目的などを指定様式に記載してください。

(4) 補助期間

補助金の交付決定日～令和4年3月31日

4 事業の全体スケジュール

項目	時期	内容
公募開始	8月11日(水)	本公募要領及び補助金交付要綱に従いご応募ください。提出書類については、「5応募の手続き」をご覧ください。期限までに提出物に漏れが無いようご提出をお願いします。 ※実証場所の確保など、実証実験を行う上で必要不可欠な事項がある場合は事前相談を受け付けます。
公募締切	9月15日(水)	
審査期間	9月中下旬～10月上旬	一次審査(書面審査)の結果に応じて、二次審査(プレゼンテーション審査)を実施します。
採択企業決定 (審査結果通知)	10月中旬 (予定)	上記審査結果について通知します。採択企業には交付決定額及び交付条件を記載した交付決定通知書を送付します。
補助金交付 (概算払)	10月中 (予定)	審査により決定した交付決定額を上限に、補助事業を行う上で必要となる額を交付します。
補助事業 実施期間	10月中旬 ～2月末 (予定)	北九州市内で補助事業(実証実験)を行っていただくとともに、その進捗状況について定期報告を行っていただきます。(月1回程度)
成果発表 補助金精算	3月	補助事業の成果の披露を行っていただきます。(成果発表の会場や参加者は本市が設定します。)また、補助事業完了後、実績報告を行っていただき、補助金の額を確定します。確定額が概算払いした額よりも小さい場合はその超えた分の額を返還していただきます。

5 申請手続き

(1) 提出書類

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

指定様式については、北九州市のホームページよりダウンロードしてください。

提出書類		
①	第1号様式	補助金交付申請書
②	別紙1	申請者の概要
③	別紙2	事業計画書
④	(指定様式無)	事業計画書(プレゼン資料) ※Powerpoint 資料
⑤	別紙3	経費予算明細書
⑥	(指定様式無)	別紙3の積算根拠のわかる資料
⑦	別紙4	役員等名簿
⑧	別紙5	暴力団排除に関する誓約書
⑨	(指定様式無)	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
⑩	(指定様式無)	株主名簿(持ち株比率のわかるもの)
⑪	(指定様式無)	直近の市区町村税の納税証明書 (市区町村税の滞納がないことを証するもの)
⑫	(指定様式無)	直近2期分の決算関係書類

※ 必要に応じて、追加で書類の提出を求められます。

(2) 提出方法

上記①の原本(1部)を書留郵便で以下の住所までご送付をお願いします。

また、上記①から⑫までのPDF変換データを以下のEメールアドレス宛にご提出をお願いします。なお、添付ファイルの容量制限(9MB以内)がありますので、9MBの容量を超えてしまう場合は、ファイル共有サーバを別途案内いたします。

<提出先>

北九州市産業経済局スタートアップ推進課 担当：岡本、井上

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号AIMビル8階

Eメール：san-startup@city.kitakyushu.lg.jp

(3) 提出期限

令和3年9月15日(水) 17時まで

(4) 説明会

Zoomを用いたオンライン説明会を下記の日程で行います。参加をご希望の場合は、別紙「説明会参加申込書」を、必要事項をご記入の上、「(2) 提出方法」記載のEメールアドレス宛にお送りください。いただいたEメールアドレス宛にオンライン参加用のURLをお送りします。なお、今回の公募の要件に明らかに合致しないと本市が判断し

た方のご参加はお断りさせていただきます。

開催日時	受付締切日
8月18日（水）16時～17時	8月17日（火）16時

（5）事前相談

実証場所の確保など、実証実験を行う上で必要不可欠な事項がある場合は、事前相談（個別面談）を受け付けますのでご連絡ください。面談日時は別途案内します。

6 審査等

（1）全体の流れ

一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行います。また、二次審査については、一次審査を通過した申請者のみを対象に、本市が設置する審査会においてプレゼンテーションを行っていただきます。

（2）審査基準

審査は、以下の4つの観点で行います。

項目	内容
事業性	・ 提供する製品・サービスの新規性・独自性 ・ 事業の将来性及び競争力 ・ 事業への情熱、チーム構成
実現性	・ 実証実験の目的、検証内容及び成果指標の設定状況 ・ 実証フィールド等の調整状況及び法令等の適合性
地域貢献	・ 本市への経済効果（PR効果を含む） ・ 本市の雇用創出 ・ 地元企業や市内大学との連携【 加点項目 】
社会的影響 （SDGs）	・ SDGsのゴール・ターゲットの明確化 ・ 解決し得る社会課題の大きさ

（3）二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 対象者

一次審査通過者

イ 審査会の日程

令和3年10月6日（水）または7日（木） ※時間含めた開催方法は別途案内

ウ 審査方法

申請者より、事業計画書（プレゼン資料）に基づいた7分程度のプレゼンテーションを行っていただいた後、審査員より質疑を行います。質疑も含めた1社あたりの時間は15分程度を予定しています。

(4) 採択企業の決定（審査結果の通知）

採択企業は、審査会による審査を参考に北九州市が決定します。

審査結果は、10月中旬ごろに通知を送付予定です。採択企業には、交付決定額及び交付条件を記載した補助金交付決定通知書を送付します。

審査の内容によっては、適正な補助金の交付を行うため、申請内容に修正を加えた内容で交付を決定する場合がありますが、交付決定通知書の内容について異議がある場合は、申請の取下げをすることができます。

なお、交付条件は以下のとおりです。（詳細は、補助事業を実施する上での留意点とともに別途ご案内します。）

交付条件	
①	補助事業の実施方法等の主要な内容を変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。
②	補助対象経費における各経費項目の金額を変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市長の承認を必要としない。 <ul style="list-style-type: none">・ 各経費項目において、20%以内の額を増減する場合・ 一つの経費項目において20%を超える額を増減する場合であっても、その増減する額が補助対象経費全体の5%を超える増減とならない場合
③	補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
④	補助事業が予定の期間内に完了しない場合や遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
⑤	補助事業の経理については、補助事業以外の事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておかなければならない。また、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
⑥	申請の時点で北九州市内に本社若しくは事業所を設置していなかった場合は、交付決定通知書に記載してある日の翌日から起算して30日以内に本社若しくは事業所を設置したことが確認できる書類の写しを提出しなければならない。

※ 審査に係る注意事項

審査委員が応募案件と何らかの利害関係があると判断した場合、当該応募案件の審査から当該審査委員を除外します。

また、応募当事者並びにその関係者による審査委員への個別説明等の活動は直接間接問わず一切禁止します。万一、当該活動が判明した場合は、当該応募案件の審査対象からの除外、採択された場合は採択の取り消し等、必要な措置を講じます。

7 採択後の流れ

(1) 補助金交付（概算払）

補助事業を実施するために必要がある場合は、補助金の概算払を行うことができます。概算払を受けようとする場合は、概算払請求申請書（別途案内）の提出が必要であり、概算払の額は、審査により決定した交付決定額を上限に、補助事業を行う上で必要となる額とします。

(2) 補助事業の実施期間

補助金の交付決定日（補助金交付決定通知書に記載のある日）から翌年2月末日までを補助事業（実証実験）の実施期間とします。また、補助事業の進捗状況について、月1回程度の定期報告を行っていただきます。

(3) 成果発表及び実績報告

事業期間終了後の令和4年3月中下旬を目安に、本事業の成果発表の場を設定します。日時含め開催方法については、決定し次第ご案内します。

また、事業終了時には、以下の報告書をご提出していただきます。本書類を受理後、最終的な補助金の額の確定（精算）を行います。

なお、補助金の概算払を受けた場合で、概算払を受けた額よりも確定額の方が小さい場合は、その差額を返還していただきます。

実績報告における提出書類 ※別途案内
実績報告書
事業報告書
経費支出明細書
領収書等支払いが確認できる書類の写し

8 その他の注意事項

(1) 併給制限

本事業への申請内容と同一事業内容で、同一年度中に国・自治体その他関係団体から補助金等の資金助成を受ける場合は、本補助金の交付を受けることはできません。（申請自体を妨げるものではありません。）

(2) 交付決定の取り消し

以下の事由に該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。また、補助金の交付決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されている場合には、補助金を返還してもらいます。

取り消し事由	
①	偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合。
②	補助対象経費に該当しない用途で補助金を使用した場合。

- | | |
|---|--|
| ③ | 補助金の交付条件及びその他補助金等交付規則に基づく市長の指示に違反した場合。 |
|---|--|

9 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、下記までFAXまたはEメールにてお願いします。

<問い合わせ先>

北九州市産業経済局スタートアップ推進課 担当：岡本、井上

FAX：093-551-3615

Eメール：san-startup@city.kitakyushu.lg.jp